

平成24年第1回宇都宮市公平委員会

日 時 平成24年3月27日(火)午後1時30分
場 所 宇都宮市役所4階 4A会議室

平成24年第1回宇都宮市公平委員会次第

3月27日(火) 午後1時30分
宇都宮市役所4階 4A会議室

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の指定
- 3 議事日程の説明
- 4 議 事
 - 日程第1 議案第1号 事務職員の任免について
 - 日程第2 議案第2号 職員相談員の任免について
 - 日程第3 議案第3号 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
- 5 その他
- 6 閉 会

議案第1号

事務職員の任免について

次の者を平成24年4月1日付けで宇都宮市公平委員会事務職員に併任し、又は併任を免ずる。

平成24年3月27日提出

委員長 白井裕己

1 併任する者

(1) 事務職員（書記長）に併任する者

事務職員 斎藤和子

(2) 事務職員（書記）に併任する者

事務職員 川嶋信男

(3) 事務職員（書記）に併任する者

事務職員 伊藤貴康

2 併任を免ずる者

(1) 事務職員（書記長）の併任を免ずる者

事務職員 須藤浩二

(2) 事務職員（書記）の併任を免ずる者

事務職員 舘野昌志

(3) 事務職員（書記）の併任を免ずる者

事務職員 手塚信利

議案第2号

職員相談員の任免について

次の者を平成24年4月1日付けで職員相談員に命じ、又は職員相談員を免ずる。

平成24年3月27日提出

委員長 白井裕己

1 職員相談員に命じる者

- (1) 事務職員（書記長） 斎藤和子
- (2) 事務職員（書記） 川嶋信男
- (3) 事務職員（書記） 伊藤貴康

2 職員相談員を免ずる者

- (1) 事務職員 須藤浩二
- (2) 事務職員 舘野昌志
- (3) 事務職員 手塚信利

議案第 3 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 24 年 3 月 27 日提出

委員長 白 井 裕 己

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年公平委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部出先機関の款北部区画整理事務所の項を削り，同表選挙管理委員会事務局の部中「事務局長」を「事務局長 事務局次長」に改める。

附 則

この規則は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。